令和3年第1回五霞町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和3年5月13日(木曜日)午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 4号 専決処分の承認について

(令和2年度五霞町一般会計補正予算(第12号))

日程第 5 承認第 5号 専決処分の承認について

(令和2年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))

日程第 6 承認第 6号 専決処分の承認について

(令和2年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))

日程第 7 承認第 7号 専決処分の承認について

(五霞町介護保険条例の一部を改正する条例)

日程第 8 承認第 8号 専決処分の承認について

(五霞町税条例等の一部を改正する条例)

日程第 9 承認第 9号 専決処分の承認について

(令和3年度五霞町一般会計補正予算(第1号))

日程第10 選挙第 1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙について

追加日程(その1)

第 1 選挙第 2号 議長の選挙

追加日程 (その2)

第 1 選挙第 3号 副議長の選挙

追加日程(その3)

第 1 選任第 1号 常任委員会委員の選任

第 2 選任第 2号 常任委員会正副委員長の選任

第 3 選任第 3号 議会運営委員会委員の選任

第 4 選任第 4号 議会運営委員会正副委員長の選任

第 5 選任第 5号 広報編集特別委員会委員の選任

第 6 選任第 6号 広報編集特別委員会正副委員長の選任

第 7 選任第 7号 堤防強化事業対策特別委員会正副委員長の選任

追加日程(その4)

第 1 常任委員会の閉会中の継続審査(調査)申し出

第 2 議会運営委員会の閉会中の継続審査(調査)申し出

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番 小野寺 宗一郎 君 2番 黛 丈 夫 君 2番 黛 丈 夫 君

3番 江 森 美佐雄 君 4番 山 本 芳 秀 君

5番 植 竹 美智雄 君 6番 新 井 庫 君

7番 伊藤正子君 8番 宇野進一君

9番 鈴木喜一郎 君 10番 樋下周一郎 君

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 染 谷 森 雄 君 副 町 長 田 神 文 明 君

教 育 長 千 葉 道 子 君 総 務 課 長 大 関 千 章 君

健康福祉課長 荒井 富美子 君 生活安全課長 古郡 健司 君

産業課長兼 都市建設課長 大橋 勝君 農業委員会 笈 沼 光 行 君 事 務 局 長

上下水道課長 松村聖市君 教育次長 猪瀬英子君

事務局職員出席者

事務局長 田口啓一 書 記 五十嵐俊夫

書 記 伊藤弘美

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告及び議長挨拶

〇議長(鈴木喜一郎君)定刻になりました。

ただいまから令和3年第1回五霞町議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

本臨時会には、執行部から専決処分の承認と、議会から茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を提出しております。議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますようよろしくお願いをいたします。

なお、本臨時会に当たり、去る5月7日午後1時30分より議会運営委員会が開催され、 運営等については協議されておりますので御報告申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長(鈴木喜一郎君)ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎町長挨拶

- ○議長(鈴木喜一郎君)ここで、町長の挨拶をお願いします。 町長。
- **〇町長(染谷森雄君)** どうも皆さん、改めましてこんにちは。

令和3年第1回五霞町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には大変何かとお忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、御挨拶と、簡単に1点、報告等をさせていただきたいと思いますが、 まず、本臨時会におきましてはですね、執行部といたしましては、専決処分の承認。これを 6件御提案させていただいております。詳細につきましては、お手元の議案書によりまして 説明させていただきますので、御審議の上、適切なる議決を賜りますようよろしくお願い申 し上げます。

それから、報告が1点ございますが、ただいま進めておりますワクチン接種について報告をさせていただきます。

五霞町では、5月9日の……。ちょっとすみません。マスクを外させていただきます。 5月9日の日曜日から65歳以上の方のコロナワクチン接種を始めさせていただきました。 当日は、本当に、今までシミュレーション等も行ったせいか、混乱もなく、約 400 名の接種をすることができました。

ただ、その中で、次回の接種について、町では、きょうも昼のテレビで、イギリス等の状況で1回がいいのか、2回がいいのか、いろいろやっておりましたが、海外等から見てもですね、一人でも多くの方にワクチン接種を、まず、1回目のワクチン接種をしていただくと。そして、早く集団的な免疫を獲得していただく。7割の方が免疫を獲得していただけると、新規の患者数がうんと減少すると。こういうお話も、進めているところでは出ておりまして、そういう中で、この感染拡大を抑制する上でも最も重要な考えであるということで、猿島郡医師会等のいろいろ御指導、御協力のもとに計画を策定いたしましたが、当初7割程度のワクチン接種の申し込み希望があるのかなと思いましたが、約2,400名。大変多くの方に申し込みをいただきまして、その結果、2回目の接種等の間隔が、町の計画として6週間という形になりました。

しかしですね、5月9日に接種された方から、この6週。放送等ではですね、ファイザー製の部分は3週間、21日の間で2回というようなお話も大分伝わっているようでございまして、果たして、6週間で大丈夫なのかという問い合わせが大変多くございました。非常に接種間隔が長くなることで、町民の皆さんの不安が非常に多く、不安を寄せられた部分もございますし、そういう中で、接種計画を見直すということといたしまして、接種間隔を当初の3週間間隔という形で現在調整を図っておるところでございまして、きょう、あす中にですね、接種日の日程の変更の通知を早速差し上げる手続を進めているところでございます。この6週間を経過してしまった人がいると、大変御送或をかけてしまうのですが、まだ第

この6週間を経過してしまった人がいると、大変御迷惑をかけてしまうのですが、まだ第 1回目の接種を終えて、まだ1週間が経っていないという中での変更で、この点は安心でき るのではないかと思いますが、大変いろいろ皆様にですね、御心配、御迷惑をおかけしまし たことに対して、私のほうからも深くおわびを申し上げたいと思いますが、今後も着実にワ クチン接種を進めてまいりたいと思いますので、どうかひとつ議会の皆様方の御理解、御協 力をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それからなお、余談なんですが、ちょうど昼のテレビを見ていましたら、城里町の町長が 謝罪会見をやっておりました。なぜなんだろうと思いましたら、何かワクチン接種を一番先 にやったというような。

実は、私ごとなんですが、私は申し込みましたら、5月23日が接種日の予定でございまして、申し込み順でやらせていただくということを最後につけくわえさせていただきたいと思います。

そういうことでひとつよろしくお願いいたします。以上です。

◎開議の宣告

○議長(鈴木喜一郎君) これから本日の会議を開きます。

会議規則第20条による議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(鈴木喜一郎君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第113条の規定により、7番 伊藤正子君、2番 黛 丈夫君の2名を会期中の 署名議員として指名いたします。

◎会期の決定

○議長(鈴木喜一郎君)日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木喜一郎君)御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(鈴木喜一郎君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法 121 条の規定により、本日の議案説明員として出席されている者を報告いたします。

町長、副町長、教育長、関係課長等が出席しております。

なお、写真撮影のため、まちづくり戦略課 曽我副主幹の入場を許可しております。 これで諸般の報告を終わります。

本日の傍聴人は、1名ですので御報告いたします。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鈴木喜一郎君) これより議事に入ります。

初めに、承認第4号を議題といたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

○町長(染谷森雄君)承認第4号 令和2年度五霞町一般会計補正予算(第12号)につきましては、主に新型コロナウイルス感染症に関する財源調整のため専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項により承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,173 万 1,000 円を追加し、 総額をそれぞれ 60 億 1,202 万 5,000 円としたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御承認のほどよろしくお願いをいたします。

- ○議長(鈴木喜一郎君)続いて、総務課長の補足説明を願います。
 総務課長
- ○総務課長(大関千章君) それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

この3ページでありますけれども、承認第4号 令和2年度五霞町一般会計補正予算(第12号)でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,173 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 60 億 1,202 万 5,000 円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条でございます。繰越明許費であります。これにつきましては、第2表 繰越明許費によるものでございます。

7ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費でございます。

最初に、2款総務費、行政管理事業でございます。内容につきましては、第6次総合計画 及びまち・ひと・しごと創生総合戦略推進業務委託料として297万円を繰り越すものです。

次に、4款の衛生費。これは、新型コロナワクチン接種体制確保事業といたしまして、ワクチン接種体制の確保にかかわる需用費、役務費、委託料及び備品購入費として251万9,000円を繰り越すものでございます。

次に、8款土木費、公園維持管理事業でございますけども、こちらは公園内の樹木の剪定 伐採業務委託料、遊具設置工事請負費及び公園再整備計画策定業務委託料として 2,000 万 円を繰り越すものでございます。

10ページをお願いいたします。こちらから歳入でございます。

上段から申し上げます。14 款国庫支出金、1項、1目民生費国庫負担金5万3,000円の増額でございますけども、こちらは説明欄にありますように、後期高齢者医療事業費負担金として追加したものでございます。

次に、14 款国庫補助金、2項国庫補助金でございます。1目の総務費国庫補助金でございますけども、1,250万5,000円の追加でございますけども、こちらは新型コロナウイルス

感染症対応地方創生臨時交付金を増額補正したものでございます。

次に、3目の衛生費国庫補助金 471 万 5,000 円の追加でございますけども、こちらも新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として増額補正したものでございます。 次に、15 款の県支出金、2 項、3 目農林水産業費県補助金と。1,245 万 8,000 円の増額でございますが、こちらは記載事項のとおり、地域企業活力向上応援事業費補助金というところで、県の補助金の確定によりまして増額補正したものでございます。

次に、18 款の繰入金、2項、2目公共用地取得・施設整備基金繰入金並びに、次の段で、6目公共施設等総合管理計画事業準備基金繰入金。それぞれでございますけれども、400万円の減でございますけども、充当先事業の歳出実績により減額補正をしたものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

こちらから歳出になるわけでございますけれども、2款総務費、1項総務管理費から3款の民生費、1項社会福祉費までにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等にかかわる歳出事業の実績に対する財源の振りかえというところでございます。

以降、説明の欄に財源の振りかえと記載のあるものは同様でございますので、以降の説明 につきましては割愛をさせていただきたいと思います。御理解のほどよろしくお願いしま す。

続きまして、12ページをお願いいたします。

3款民生費、1項、10目の後期高齢者医療給付費につきましては、後期高齢者医療特別会計における医療給付費の確定等により、繰出金を177万1,000円追加するものでございます。

次に、4款の衛生費、中を飛びまして4款の衛生費、最下段ですけども、1項、2目予防費になります。予防費につきましては、新型コロナワクチン接種体制確保のため、接種会場で使用する消耗品等の購入費として事業費が133万4,000円。次に、接種希望調査の郵送費として役務費が44万1,000円。次に、委託料といたしまして、システム改修等として253万円。接種会場でのワクチン保管用冷蔵庫等の購入費として備品購入費70万円。それぞれの追加というところでございます。

次に、最下段の7款。13ページの7款をお願いいたします。7款商工費、1項、1目商工 振興費でございますけども、こちらにつきましては、プレミアム商品券事業費の確定により、 役務費及び負担金を合わせて28万8,000円の減額というところでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

一番下段なりますが、12 款諸支出金、1 項、1 目基金費でございますけども、こちらは、 説明欄にありますように、ふるさと応援寄附金の増額により、基金積立金 400 万円の追加と いうところでございます。

16ページをお願いいたします。

13 款の予備費、1項、1目予備費でございます。こちらは、財源調整のため、1,124 万

3,000円を追加補正したものでございます。

以上の理由によりまして、補正予算の専決処分をさせていただきましたので、御承認のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(鈴木喜一郎君)以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

はい、黛議員。

〇2番(黛 丈夫君) ページでいきますと、12 ページ、13 ページの関係の衛生費。 4 款の 衛生費ですね。

新型コロナワクチンの接種体制の確保に関することなんですが、直接は関係ないかもしれないんですけど、先ほど町長からですね、確認をしていただいたのですが、当初ですね…….....

その前に、ちょっと資料があるのですが、皆さんに参考資料として配付をしてよろしいで しょうかね。

〇議長(鈴木喜一郎君) はい。

配付をお願いします。

○2番(黛 丈夫君) すみませんが、よろしくお願いします。

[資料配付]

○2番(黛 丈夫君)では、よろしいですか。

御存じのとおり、また、町長からも御報告いただきましたけども、9日から65歳以上の 高齢者のワクチン接種が始まりました。

接種に当たり、町のほうから4月の末にですね、確か5月9日から高齢者の方を対象に新型コロナワクチンの集団接種を開始しますって、チラシが入っていましたよね。そこにですね、接種回数っていうのが書いてあって、最初から3週間の間隔で2回の接種が必要と書いてあって、今度、予定表のほうで、今度は6週間とあったものですから、その辺がどうしてこうなったか。

先ほど言いましたように、接種で抗体 70%を先にとろうということもあったんでしょう し、4月26日の段階だと、まだワクチンがどのぐらい提供されるかも見えなかったところ もあるかもしれません。

ただ、その辺のところをですね、先に、これで回っちゃって、最初に6週間って言っちゃったものをですね、今度、3週間に変えた経緯については、何らかの形で町民の方に説明していただく必要があると思いまして。

資料をお渡しした中にですね、これは厚生労働省ホームページより抜粋してあるやつで、 5月11日の更新になっているやつが一番上に来ています。これは、新型コロナワクチン接種についてのお知らせというところで、そこにも接種回数と接種の間隔というのが、2番目 の……。ここに書いてあるんですけど、1ページ目のですね。2回の接種が必要だと。

ファイザー社のワクチンでは、通常1回目の接種から3週間後に2回目の接種を受けるということで、なおかつ、1回目から3週間を超えた場合は、できるだけ早く2回目を受けなさいということが書いてありますので、この辺を重視していただくということでお願いしたいと思います。

それとですね、ファイザー社のコロナワクチンの接種間隔という資料があるんですけれども、これは、実は、3月18日に、そこに書いてある厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会、予防接種基本方針部会で採用した資料なんです。ここにも、ファイザー社の企業見解とPMDA――これは調査したところですね。その見解が書いてあって、3週間で2回打ちなさいと。その後ろのほうにいきますと、これは両面で来ているんですけども、確かに一番最後のまとめのところ、一番最後のまとめのところにはですね、ファイザー社の新型ワクチンについては、20日を超えた間隔で2回打ちなさいって書いてある下にですね、臨床試験では、6週間、42日後でしている例もあるよというのは書いてありますよね。

だけど、先ほど一番最初に出しました厚生労働省の部分のお知らせについては、今のところ、ファイザー社は、日本においては3週間の間隔で2回打ちなさいと。それで、もし、超えた時には早く打ちなさいってある以上は、これでやるべきじゃないかと思います。

先ほど言いましたですね、まず、質疑の内容としましては、ワクチン間隔が3週間で2回打てと言っていながら、6週間になっちゃった。この辺のところの住民の疑問が上げられていることに対しての説明が必要と思いますので、できれば、その辺の経緯を簡単に示してもらうのと、不安を感じた町民がですね。当初変更に至った説明を、例えば、今度、接種会場に説明文をつけるとか、そういう考えがあるのか。その辺をですね、教えていただきたいと思っています。

それと、2点目としまして、今回、いろいろ苦情がですね、聞くところによりますと、健康福祉課のほうにいろいろ行っちゃっていると。こういう……。これ、あれですよね。私に言わせると、コロナワクチンの今やっていることは、全世界的なもう重大事故であって、なおかつ、日本においてはですね、とにかく人類が、世界においては人類がウイルスと戦争をしているようなものだと思う。全世界がね。そういう状況で、なおかつ、日本においても同様で、国難ですよね、本当にね。戦争ですよ。そういうところでやっている。

それでなおかつ、国がいろいろこういう対策をやっていって、それを今度、末端である五 霞町なんかが受けるわけですけど、五霞町としてのですね、その、いち……。何て言うんで すかね。担当課だけに任せるんじゃなくて、プロジェクトとしてやっていただくようなこと ができないかと。そういうフォロー体制をやって、一担当課だけじゃなくて、全課がやると いうようなことでお願いします。その辺についてお考えをいただきたいと。

あと、もう1点、3点目なんですけど、小さなことなんですけども、ワクチンの受け取りから保管・維持についての取り扱いがあると思います。マニュアルもあるのかなと、その辺を聞きたいのと、これも非常に貴重なものなので、その辺の管理をですね、終わりまでやっ

ていただきたいと思いまして、その辺を確認したいと思います。 以上でございます。

- ○議長(鈴木喜一郎君) 1点目の答弁について、副町長。
- **○副町長(田神文明君)** この度の件に関しましては、町民の皆様が大変不安に思っているということで、おわび申し上げます。

6週間おいた経緯でございますけれども、先ほど町長も申し上げたとおりでございますけれども、ちょうど五霞町の 3,000 人という高齢者の人口とワクチン供給のバランスがですね、今後、潤沢に供給があるということがわかりましたので、そうでしたら、ワクチンが少なくしか来なければ、2回打っていただく人をどんどんつくっていくという形になりましたけれども、潤沢に来るということであれば、五霞町の 3,000 人ぐらいの規模であれば、皆さんに早く打っていただいて、集団免疫を持っていただくということを優先したほうがよいのではないかと思いまして、最初、6週間ということで始まったものでございます。

ただ、いたずらに住民の皆様に御不安をかけさせてしまったということに関しましては、 まことに遺憾に思っておりますし、今後、会場とそれからホームページ等々もありますし、 また、通知等においても、今回の至った経緯を御説明しながら着実に進めてまいりたいと思 っております。

それから、2点目でございます。

町の中にはですね、当然、健康福祉課を中心にでございますけれども、ワクチン接種対策 室というのを設けまして、9日に会場をごらんになっていただけた方はわかると思います けれども、全庁を挙げて、町を挙げてやっております。ただ、一元的には、電話等の対応は 健康支援室を中心にやっているということでございます。

今後、町としては遺漏のないように進めてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

それから、3番目の取り扱いについては、健康福祉課長のほうからお願いします。

- ○議長(鈴木喜一郎君) 3点目について、健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(荒井富美子君)** それでは、最後、3点目のワクチンの管理について御説明させていただきます。

現在使われておりますのは、ファイザー社のワクチンでございます。マイナス 75 度という保管が必要で、町のほうにも国からディープフリーザーが 1 台到着しております。

ワクチンの受け取りですけれども、指定の配送業者から直接町に連絡が入りまして、着実な受け取りを約束されておりますので、そこで受け取ります。

保管につきましては、ディープフリーザーは、かぎつきの部屋で保管しております。もちろん、ディープフリーザーもかぎつきでございます。そちらでマイナス 75 度を保つように保管をしておるところでございます。

また、マニュアルですけれども、取り扱いのマニュアルについては、町の独自のマニュアルはございませんけれども、国のほうから取り扱いについての簡単なものが出ていますの

で、そちらに沿って取り扱いは行っているところです。また、勉強会等になりますけれども、 医師会のほうで医療従事者向けの勉強会がございましたので、そちらにも参加させていた だきました。

責任体制ということで、当日、何本使って、何人の方に打ったのかというのは、V-SYS(ブイシス)と言いまして、予防接種管理システムの中で入力するようになっていますので、きちんと管理はしていきたいと思っております。管理につきましては、健康福祉課の職員のほうで管理をしております。

以上です。

- 〇議長(鈴木喜一郎君)はい、黛議員。
- ○2番(黛 丈夫君)わかりました。

まだ、長丁場でありますのでね、貴重なワクチンですのでね。

きのうは、何かほかの町では、900人、900回分ぐらいがだめになっちゃったとかってい うこともありますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○議長(鈴木喜一郎君)ほかに。

はい、宇野議員。

○8番(宇野進一君)この接種についてはですね、もう執行部からは事前に2回目のそういった配布があったわけですよね。

それで、恥ずかしいのが、民間の人からはそういった問い合わせがあって、自分たちだけでも「その間隔は何んですか」と先に聞けなかった。この辺は、自分たち議会にも責任があるので、一言申し上げておきます。

以上です。

- ○議長(鈴木喜一郎君)答弁はよろしいでしょうか。
- ○8番(宇野進一君)はい。
- ○議長(鈴木喜一郎君)ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木喜一郎君)質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鈴木喜一郎君)討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第4号を採決いたします。

承認第4号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〇議長(鈴木喜一郎君)起立全員です。

着席願います。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鈴木喜一郎君)続いて、承認第5号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(染谷森雄君) 承認第5号 令和2年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第5号) について、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項により承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,000 円を追加し、総額をそれぞれ 11 億 1,550 万 1,000 円としたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御承認くださいますようによろしくお願いをいたします。

- ○議長(鈴木喜一郎君)続いて、町民税務課長の補足説明をお願いします。 町民税務課長。
- 〇町民税務課長(山下仁司君) それでは、承認第5号 令和2年度五霞町国民健康保険特別 会計補正予算(第5号) について御説明いたします。

議案書の19ページをお願いします。

令和2年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ 11億1,550万1,000円と定めたものでございます。

続いて、24ページをお願いします。歳入です。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金1,000円。 基金積立利子の追加をするもので、実績により増額をしたものでございます。

続いて、25ページをお願いします。歳出です。

5 款保健事業費、1 項保健事業費、2 目疾病予防費、一般財源から国県支出金へ 1,000 円の財源振替をしたものでございます。

5款、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費。国県支出金から一般財源 へ1,000円の財源振替をしたものです。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目支払準備基金積立金、24節積立金 1,000 円の追加で、基金管理事業の基金積立金利子の追加をしたものです。

9款予備費、1項予備費、1目予備費。一般財源からその他繰越金へ350万円の財源振替をしたものでございます。

令和2年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の説明は、以上でございます。 御承認のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(鈴木喜一郎君)以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鈴木喜一郎君)質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木喜一郎君)討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第5号を採決いたします。

承認第5号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(鈴木喜一郎君)起立全員です。

着席願います。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鈴木喜一郎君)続いて、承認第6号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(染谷森雄君) 承認第6号 令和2年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項により承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 177 万 1,000 円を追加し、 歳入歳出それぞれ 1 億 9,971 万 1,000 円としたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので御承認くださいますようよろしく お願いをいたします。

○議長(鈴木喜一郎君)続いて、町民税務課長の補足説明を願います。

町民税務課長。

〇町民税務課長(山下仁司君) それでは、承認第6号 令和2年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) について御説明いたします。

議案書の28ページをお願いします。

令和2年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 177 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1億 9,971 万 1,000 円と定めたものです。

続いて、33ページをお願いします。歳入です。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金、1 節事務費繰入金。5 万 1,000 円の追加をしたものです。

3款、1項、3目医療給付費繰入金、1節医療給付費繰入金。172万円の追加です。一般会計繰出金、医療給付費負担金の追加分を補正したもので、実績により増額をしたものでございます。

続いて、34ページをお願いします。歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、10 節需用費が 8,000 円、11 節の役務費が 4万3,000 円の追加です。それぞれ消耗品及び郵便料の追加をしたもので、これは1月下旬にQRコードつきのマイナンバー交付申請書を 75 歳以上の後期高齢者に送付することを国が決定したことにより順次郵送したことによるもので、財源につきましては、国の特別対策交付金による 10 割補助の対象になっております。

次に、1款総務費、2項徴収費、1目徴収費。一般財源からその他へ95万9,000円の財源振替を行ったものです。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金補助及び交付金172万円の追加です。これは、後期高齢者医療広域連合納付事業の療養給付費負担金を追加したもので、実績による増額でございます。

次に、4款予備費、1項予備費、1目予備費、一般財源からその他へ2,000円の財源振替を行ったものです。

令和2年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の説明は、以上でございます。

御承認のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(鈴木喜一郎君)以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木喜一郎君)質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。 討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木喜一郎君)討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第6号を採決いたします。

承認第6号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(鈴木喜一郎君)起立全員です。

着席願います。

よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鈴木喜一郎君)続いて、承認第7号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(染谷森雄君) 承認第7号につきましては、五霞町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し、厚生労働省から所定の減免基準について事務連絡が発出され、国費による財政支援が延長されることとなりました。それに伴い、五霞町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

つきましては、五霞町介護保険条例の一部を改正する条例を令和3年4月1日に施行するため、専決にて対応させていただいたところでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

- ○議長(鈴木喜一郎君)続いて、健康福祉課長の補足説明を願います。 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長**(荒井富美子君) それでは、承認第7号 五霞町介護保険条例の一部を改正 する条例について御説明いたします。

議案書の35ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し、国から所定の基準により減免措置を実施した場合に、国費による財政支援が延長される事務連絡が発出されました。これに伴いまして、五霞町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは、主な改正内容につきまして、議案書39ページからの新旧対照表により説明さ

せていただきます。

39ページをお願いいたします。

附則第 11 条 1 項中、下線部分、令和 3 年 3 月 31 日を 1 年延長しまして、令和 4 年 3 月 31 日と一部改正を行うものでございます。

減免の内容につきましては、変更はなく、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡又は重篤な疾病を負ったこと又は第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入・不動産収入・山林収入又は給与収入のいずれかの減少額が保険金・障害賠償金等の金額を控除した額で、前年の当該事業収入等の10分の3以上であり、また、かつ減少することが見込まれる事業収入等による所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることが要件となっております。

最後に附則でございますが、公布日 令和3年4月1日から施行となります。 以上、五霞町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。 御承認のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(鈴木喜一郎君)以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木喜一郎君)質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鈴木喜一郎君)討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第7号を採決いたします。

承認第7号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(鈴木喜一郎君)起立全員です。

着席願います。

よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鈴木喜一郎君)続いて、承認第8号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(染谷森雄君) 承認第8号につきましては、五霞町税条例等の一部を改正する条例の 専決処分の承認を求めるものでございます。

国においては、現下の経済情勢等を踏まえ、令和3年度の税制改正が行われました。

今回、改正された地方税に係る主なものとしましては、令和3年度から5年度まで、土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続。また、令和3年度に限り、増税となる土地の課税標準額の据え置き措置。軽自動車の環境性能割の非課税措置や税率の見直しなどの関係法律等の整備、改正が行われております。

これら町税条例の上位法令である地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、原則として令和3年4月1日から施行されました。

これに伴い、五霞町税条例等の一部を改正する条例を令和3年4月1日の施行とするため、専決処分にて対応させていただいたところでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

- ○議長(鈴木喜一郎君)続いて、町民税務課長の補足説明を願います。 町民税務課長。
- ○町民税務課長(山下仁司君) それでは、承認第8号について御説明いたします。

議案書の40ページをお願いします。

令和3年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、五霞町税条例の改正が必要になったことに伴う改正でございます。

なお、今回の改正については、2条での構成による改正となっております。第1条が、五 霞町税条例、第2条が、令和2年3月31日付けで専決処分の承認をいただいた五霞町税条 例等の一部を改正する条例を改正したものでございます。

主な改正点につきましては、議案書の49ページ以降の新旧対照表により説明をさせていただきます。

それでは、50ページをお願いします。

改正部分は下線で示した部分でございます。

第 24 条第 2 項、個人町民税の非課税の範囲で、扶養親族を 16 歳未満及び控除対象扶養 親族に限定を明確化した改正としております。

なお、以下の条項においても同様に、対象とする扶養親族の定義が改正となっております。 次に、51ページ。

寄附金税額控除の第34条の7第1号のアからコのうち、アとキを除く寄附金の全てにおいて該当となる寄附金の内容を、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除くとして、対象となる寄附金の内容を限定しております。

続いて、53ページの中段の第36条の3の2第4項、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書への規定に関しては、申告書の提出に際し、納税地の所轄税務署長の承認を廃

止するとともに、参照条項を改正したものでございます。

下段にあります第36条の3の3第4項、個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族 申告書に係る申告書の提出についても同様に、納税地の所轄税務署長の承認を廃止するよ う改正をしております。

次に、54ページ下段の第53条の8第1号、特別徴収税額の規定では、参照条項の追加を しております。

さらに、55ページ中段の第53条の9、退職所得申告書の第3項、第4項を新たに追加しております。なお、第3項につきましては、退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的な方法で提供できるとするもの。第4項については、電磁的方法で提供可能とするために、申告書を記載すべき事項に変え、書類の受理からデータの提供に改正をしたものでございます。

次に、56ページ中段の環境性能割の税率。第81条の4第1号、第2号では、ともに、準 用が可能な法の適用項を追加したものでございます。

続いて、57ページ中段の附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲の規定については、扶養親族の対象を限定したものでございます。

下段の附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例については、セルフメディケーション税制の延長に係るもので、適用年度を令和4年度から令和9年度まで延長したもの。

58ページの中段、第10条の2第3項は、法に準じて削除し、同条の第4項以降、59ページの第21項まで、法改正に合わせて項ずれに対応したものでございます。

次に、60ページの上段の第11条については、見出しの平成30年度から令和2年度を令和3年度から令和5年度に年度を延長したもの。第11条の2、令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例においても、適用年度を令和4年度又は令和5年度に改正。

以下、61 ページ以降、同様に法改正に合わせた適用年度の改正並びに項追加や項ずれへの対応などを行っております。

続いて、66ページの第16条、軽自動車の種別割の税率の特例について、67ページの第6項、第7項、第8項と対象とされる車両等の規定についてを追加しております。

続いて、69ページ下段の第27条新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例では、第2項を追加し、まん延防止等の措置により、住宅取得後、期限内に居住できなかった場合でも、要件を満たせば、特別控除を受けられるといった措置の適用年度の変更について規定をしております。

続いて、70ページの第2条による改正部分でございます。

五霞町税条例等の一部を改正する条例、令和2年3月31日条例第10号を改正したものでございます。こちらも改正となった箇所は下線を引いた部分です。

なお、第2条の改正については、ほとんどが法改正に伴う参照条項の追加や項ずれへの対応等でございます。

73ページをお願いします。

中段以降で、新たに附則を追加し、第1条では、施行期日について原則令和3年4月1日 施行並びに各関連法の施行期日に合わせて施行期日をおのおの規定するとともに、第2条 以降では、各税における経過措置についてそれぞれ規定をしております。

以上、上位法令の改正に伴う五霞町税条例の一部改正でございます。 御承認のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(鈴木喜一郎君)以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木喜一郎君)質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木喜一郎君)討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第8号を採決いたします。

承認第8号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(鈴木喜一郎君)起立全員です。

着席願います。

よって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鈴木喜一郎君)続いて、承認第9号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(染谷森雄君) 承認第9号 令和3年度五霞町一般会計補正予算(第1号)につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種への対応のため、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項により承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5,962 万 4,000 円を追加し、 総額をそれぞれ 45 億 2,962 万 4,000 円としたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(鈴木喜一郎君)続いて、総務課長の補足説明を願います。 総務課長。
- ○総務課長(大関千章君) それでは、議案書の81ページをお願いいたします。

こちらが、承認第9号 令和3年度五霞町一般会計補正予算(第1号)でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,962万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億2,962万4,000円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

86ページをお願いいたします。

こちらが歳入でございます。

14 款国庫支出金、1項、2目衛生費国庫負担金でございます。こちらが、3,398 万8,000円の増額でございます。ワクチンの接種事業に対する負担金として計上したものでございます。

2段目になりますけれども、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金 2,563 万 6,000 円の増額でございます。こちらは、ワクチンの接種体制確保事業に対する補助金として計上したものでございます。

続きまして、87ページをお願いいたします。

歳出でございます。

4款衛生費、1項、1目保健衛生総務費でございます。こちらは、休日に集団接種に従事する職員の時間外勤務手当 431 万 4,000 円の追加でございます。

それから、次に2目予防費でございます。こちらにつきましては、集団接種に従事される 医師や看護師への謝金といたしまして報償費 1,247 万 4,000 円を追加と。次に、接種会場 内で使用する除菌シート等の消耗品購入費として需用費が 41 万 9,000 円。それから、接種 券等の郵送料や国保連への手数料、医師等の保険料として役務費 140 万 9,000 円。接種会 場の設営や接種券の作成に係る経費として委託料 4,045 万 8,000 円。さらには、会場内で の急病に対応するための救急セットの購入として備品購入費 55 万円をそれぞれ計上したも のでございます。

以上の理由によりまして、補正予算の専決処分とさせていただきますので、御承認のほど をよろしくお願いいたします。

○議長(鈴木喜一郎君)以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木喜一郎君)質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鈴木喜一郎君)討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第9号を採決いたします。

承認第9号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(鈴木喜一郎君)起立全員です。

着席願います。

よって、承認第9号は原案のとおり承認されました。

◎選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙

○議長(鈴木喜一郎君)続いて、選挙第1号を議題といたします。

事務局の朗読を願います。

議会事務局長。

○議会事務局長(田口啓一君) それでは、議案書88ページをお願いいたします。

選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙について御説明を申し上げます。

令和3年5月14日をもって、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の任期が満了となるため、茨城県後期高齢者医療広域連合連合議会議員一般選挙長から任期の満了の通知に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により選挙を行うものでございます。

選挙すべき人員は1名でございます。

以上でございます。

○議長(鈴木喜一郎君)事務局の朗読が終わりました。

茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、任期満了に伴う茨城県 後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木喜一郎君)御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木喜一郎君)御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に5番 植竹美智雄君を指名いたします。 お諮りいたします。

ただいま、議長において指名しました植竹美智雄君を当選人と定めることに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鈴木喜一郎君)御異議なしと認めます。

よって、5番 植竹美智雄君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました植竹美智雄君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を2時40分といたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長(鈴木喜一郎君)休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、私のほうからお願いを申し上げます。

私ごとではございますが、ただいま、新井 庫副議長あてに、一身上の都合により議長の 辞職許可願を提出いたしました。

どうか御審議のほどをお願い申し上げます。

本来であれば、ここで退任の御挨拶を申し上げるところでございますが、後日、改めた席で申し上げたいと思います。御了承をお願いをいたします。

議長辞職許可願を提出いたしましたので、本席を副議長と交代し、議長席を退席させていただきます。

副議長、お願いをいたします。

[議長 鈴木喜一郎君 退席] [副議長 新井 庫君 着席]

○副議長(新井 庫君)ただいま、鈴木議長から辞職許可願が提出されましたので、しばらくの間、私が議長の職務を務めさせていただきます。

◎議長辞職許可願の件

○副議長(新井 庫君)お諮りいたします。

議長の辞職許可願の件を議事日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(新井 庫君)御異議なしと認めます。

地方自治法第117条の規定により、鈴木喜一郎さんの退場を求めます。

〔議長 鈴木喜一郎君 退場〕

- **○副議長(新井 庫君)** それでは、事務局から辞職許可願の朗読を行います。 議会事務局長。
- ○議会事務局長(田口啓一君) それでは、私より議長の命により、辞職許可願を朗読いたします。

令和3年5月13日、五霞町議会副議長様。五霞町議会議長 鈴木喜一郎。 辞職許可願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。 以上でございます。

○副議長(新井 庫君) お諮りいたします。

鈴木喜一郎さんの議長辞職許可願を許可することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(新井 庫君)御異議なしと認めます。

よって、鈴木喜一郎さんの議長の辞職を許可することに決定いたしました。 鈴木喜一郎さんの入場を許可します。

[9番 鈴木喜一郎君 入場]

○副議長(新井 庫君)報告いたします。

ただいま、鈴木喜一郎さんの議長辞職許可願について諮ったところ、議長の辞職が許可されましたので報告いたします。

◎追加議事

〇副議長(新井 庫君)ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

会議規則第21条の規定により、議長選挙を議事日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(新井 庫君)御異議なしと認めます。

よって、議長選挙を議事日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。 ここで、追加議案の配付をいたします。

[追加議案配付]

◎選挙第2号 議長の選挙

〇副議長(新井 庫君) ただいまから、選挙第2号 議長の選挙を議題といたします。 お諮りいたします。

議長選挙の方法は、指名推選もしくは投票のいずれの方法といたしますか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇副議長(新井 庫君) 樋下周一郎さん。
- **〇10番(樋下周一郎君)** 10番議員の樋下です。

ただいま、選挙第2号の方法について副議長から指名推選もしくは投票との問いがございましたが、私は指名推選の方法でお願いしたいと思います。

議員各位の御理解をよろしくお願いしたいと思います。

○副議長(新井 庫君) ただいま、10 番 樋下周一郎さんから議長選挙の方法は、指名推 選の方法でとの発言がありました。

地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、議長の選挙を指名推選と決定することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(新井 庫君)全員御異議なしと認めます。

よって、選挙第2号 議長選挙につきましては指名推選の方法といたします。

なお、指名推選による場合は、地方自治法第 118 条第 3 項の規定において、議員の全員の 同意があった者をもって当選とするとなっております。

お諮りいたします。

被選挙人の指名方法はいかがいたしますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 〇副議長(新井 庫君) 宇野進一さん。
- ○8番(宇野進一君)8番議員の宇野です。

被選挙人の指名については、副議長に一任したいと思います。

諮りいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長(新井 庫君) ただいま、8番 宇野進一さんから被選挙人の指名方法は、副議長 に一任したいとの発言がありましたが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(新井 庫君)御異議なしと認めます。

それでは、被選挙人の指名を 10 番 樋下周一郎さんにお願いいたします。 樋下周一郎さん。

[10番 樋下周一郎君 登壇]

○10番(樋下周一郎君) 10番議員の樋下です。

ただいま、議長から被選挙人の指名をいただきましたので、私から被選挙人を指名せてい ただきます。

新議長に新井 庫君を指名したいと思います。

新井 庫君は、五霞町役場職員として 40 年以上の行政経験を持ち、町の多種多様の事業にかかわるなど豊富な識見を有しております。また、副議長として議会運営に尽力されるとともに、茨城西南地方広域市町村圏事務組合議員や利根川栗橋流域水防事務組合議員を務められるなど、町議会議員として大変な御活動、御活躍をいただいております。人格・識見等も議員各位をはじめ、広く町民の皆様が認めるところでございます。

どうか、満場一致の御賛同をいただきますよう私からお願いを申し上げまして、推薦の弁 とさせていただきます。

○副議長(新井 庫君)ただいま、私、新井 庫が指名をいただきました。

お諮りいたします。

ただいま議長に指名をいただきました私、新井 庫を議長の当選人と決定することに、御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(新井 庫君)御異議なしと認めます。

ただいまの選挙の結果、私、新井 庫が議長に当選しました。

◎議長当選承諾及び就任挨拶

○議長(新井 庫君) それでは、まことに僭越ではございますが、この場にて議長承諾の御 挨拶をさせていただきます。

ただいま指名推選により議長の大役を仰せつかり、責任の重さを痛感している次第でございます。議員皆様の御協力なくしては、円滑なる議会運営はなされません。執行部との関係は、よく車の両輪のごとくと言われております。今後、鈴木前議長や多くの先輩方より御指導を賜りながら、議長職の名を汚さぬよう努めてまいります。どうか議員各位のより一層の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任の承諾と挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎副議長の失職

○議長(新井 庫君) それでは、このまま議長として議事を進めさせていただきます。 ただいま、新井 庫が議長当選の承諾をしたため、副議長の職を失職したことを報告いた します。

よって、副議長が欠員となりました。

◎追加議事

○議長(新井 庫君)お諮りいたします。

会議規則第21条の規定により、副議長の選挙を議事日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(新井 庫君)御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を議事日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。 ここで、追加議案の配付を行います。

[追加議案配付]

◎選挙第3号 副議長の選挙

○議長(新井 庫君) ただいまから、選挙第3号 副議長の選挙を議題といたします。 お諮りいたします。

副議長の選挙の方法は、指名推選、投票のいずれの方法といたしますか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(新井 庫君)伊藤正子さん。
- ○7番(伊藤正子君) 7番議員の伊藤です。

副議長の選挙方法は、指名推選がよろしいかと思います。

また、指名方法は議長一任でお願いしたいと思いますが、よろしくお諮りいただきたいと 思います。

〇議長(新井 庫君) ただいま、7番 伊藤正子さんから副議長選挙の方法は指名推選とし、 指名方法は議長一任との発言がございましたので、副議長選挙は地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選とし、指名方法は議長一任とすることに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(新井 庫君)御異議なしと認めます。

よって、副議長選挙は指名推選とし、指名方法は議長一任とすることに決定いたしました。 それでは、議長により指名いたします。

副議長に5番 植竹美智雄さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました5番 植竹美智雄さんを副議長の当選人とすることに、御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(新井 庫君)御異議なしと認めます。

よって、5番 植竹美智雄さんが副議長に当選されました。

議長に当選されました5番 植竹美智雄さんが議場におりますので、本席から会議規則 第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

◎副議長当選承諾及び就任挨拶

○議長(新井 庫君) 5番 植竹美智雄さんの副議長当選の承諾及び挨拶を演壇にてお願いいたします。

植竹美智雄さん。

[5番 植竹美智雄君 登壇]

○副議長(植竹美智雄君) 5番 議員の植竹美智雄です。

ただいま、副議長に指名をいただきました。もとより浅学非才でございますけれども、議会運営がスムーズにいきますよう新井新議長を補佐して頑張ってまいりますので、今後とも皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、副議長当選の承諾と御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(新井 庫君) ここで、議事進行について打ち合わせを行いますので、10 分間休憩 といたします。

3時5分再開といたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時05分

○議長(新井 庫君)休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ちょっと私のほうから、訂正というか、今後についてしたいと思うのですが、今まで議員

各位を呼ぶのに、さんづけでしていましたけども、これからにつきましては、君づけでいた しますので、よろしく御理解のほどをお願いしたいと思います。

◎常任委員会委員、議会運営委員会委員の辞任届の件

○議長(新井 庫君)お諮りいたします。

ただいま、各常任委員会委員、議会運営委員会委員からそれぞれ辞任届が提出されました。これを受理することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(新井 庫君)御異議なしと認めます。

よって、辞任届を受理することに決定いたしました。

◎追加議事

○議長(新井 庫君)お諮りいたします。

会議規則第21条の規定により、議事日程を追加し、議題といたしたいと思いますが、御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(新井 庫君)御異議なしと認めます。

ここで、事務局より追加議案を配布いたします。

[追加議案配付]

◎選任第1号 常任委員会委員の選任

○議長(新井 庫君) ただいまから、選任第1号 常任委員会委員の選任を議題といたします。

事務局の朗読をお願いします。

○議会事務局長(田口啓一君) それでは、私のほうから選任第1号 常任委員会委員の選任。 五霞町議会委員会条例第5条の規定により、常任委員会委員を選任するものでございま す。

委員会名、総務文教委員会、定数5名、経済建設委員会、定数5名の常任委員会委員を選 任するものでございます。

以上でございます。

○議長(新井 庫君)事務局の朗読が終わりました。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定で、議員は少なくとも 一つの常任委員となるものとする。

第2項の規定で、会期の始めに議会において選任する。

また、第4項の規定で議長が会議に諮って指名するとあります。

常任委員会委員を選出するに当たりまして、正副議長及び議長経験者である樋下議員、鈴木議員、宇野議員の5名によって選出して指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(新井 庫君)御異議なしと認め、正副議長及び議長経験者である樋下議員、鈴木議員、宇野議員の5名によって選出して指名させていただきます。

小委員会室でお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時10分

〇議長(新井 庫君) よろしいでしょうか。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど承認をいただきました5名により慎重審議いたしました結果、次のとおり指名を いたしました。

事務局から委員会ごとに朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(田口啓一君) それでは、私のほうから議長の命により朗読させていただきます。

総務文教委員会、定数 5 名。10 番 樋下議員、7 番 伊藤議員、6 番 新井議員、5 番 植竹議員、3 番 江森議員。

以上でございます。

続きまして、経済建設委員会、定数5名。9番 鈴木議員、8番 宇野議員、4番 山本議員、2番 黛議員、1番 小野寺議員。

以上でございます。

○議長(新井 庫君) 五霞町議会委員会条例第5条の第4項の規定により、議会事務局長朗 読のとおり指名をいたします。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(新井 庫君) 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会委員は、先ほど朗読したとおり選任することに決定いたしました。

◎選任第2号 常任委員会正副委員長の選任

○議長(新井 庫君) 続いて、選任第2号 常任委員会正副委員長の選任を議題といたします。

事務局の朗読をお願いいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長(田口啓一君) それでは、続きまして、選任第2号でございます。

選任第2号 常任委員会正副委員長の選任。

五霞町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、常任委員会正副委員長を 選任するものでございます。

委員会名 総務文教委員会。委員長、副委員長。同じく、委員会名 経済建設委員会。委 員長、副委員長を選任するものでございます。

以上でございます。

○議長(新井 庫君) 朗読が終わりました。

常任委員会正副委員長の選任については、五霞町議会委員会条例第6条第1項に委員会に委員長及び副委員長一人を置く。

また、第2項に委員長及び副委員長は、委員会において互選することとありますので、委員会ごとに互選をお願いいたします。

総務文教委員会は3階の小委員会室、経済建設委員会は2階の議員控室でお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時28分

○議長(新井 庫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、各委員会から報告願います。

総務文教委員会、経済建設委員会の順に自席で報告をお願いします。

なお、報告者は挙手を願います。

最初に総務文教委員会の報告を願います。

[10番 樋下周一郎君 挙手]

- 〇議長(新井 庫君) 樋下周一郎君。
- 〇総務文教委員長(樋下周一郎君)総務文教委員会委員長でございますけれども、委員協議 によりまして、不肖私、10番の樋下周一郎が委員長に互選されました。

副委員長には、7番の伊藤正子議員が互選されましたので報告いたします。

○議長(新井 庫君)続いて、経済建設委員会の報告を願います。

[9番 鈴木喜一郎君 举手]

- 〇議長(新井 庫君)鈴木喜一郎君。
- **〇経済建設委員長(鈴木喜一郎君)**経済建設委員会委員長でございますが、委員協議により、 不肖私、9番 鈴木喜一郎が委員長に互選されました。

副委員長に、4番 山本芳秀議員が互選されましたので、御報告を申し上げます。

○議長(新井 庫君) ただいま各委員会から報告がございました。

五霞町議会委員会条例第6条第2項の規定に基づき、報告のとおり決定いたしました。

◎選任第3号 議会運営委員会委員の選任

- ○議長(新井 庫君)続いて、選任第3号 議会運営委員会委員の選任を議題といたします。 事務局の朗読を願います。
- ○議会事務局長(田口啓一君) それでは、追加議案のほう、3ページでございます。 選任第3号 議会運営委員会委員の選任。

五霞町議会委員会条例第5条の規定により、議会運営委員会委員5名を選任するもので ございます。

以上でございます。

○議長(新井 庫君) 朗読が終わりました。

議会運営委員会委員の選任については、五霞町議会委員会条例第5条第2項の規定で、議 会運営委員は会期の始めに議会において選任する。

また、第4項の規定で、議長が会議に諮って指名することになっております。

よって、常任委員会ごとに選出することとし、議長所在の委員会からは2人、ほかの委員会からは3人の計5人で、議会運営委員会を構成する形をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(新井 庫君)御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員には、総務文教委員会から2名、経済建設委員会から3名の選出を お願いいたします。

総務文教委員会は3階の小委員会室、経済建設委員会は議会の議員控室で選出をお願い

いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時24分

○議長(新井 庫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、各常任委員長から御報告願います。

総務文教委員長、経済建設委員長の順に自席にて報告をお願いいたします。

最初に総務文教委員長の報告を願います。

樋下周一郎君。

- 〇総務文教委員長(樋下周一郎君)総務文教委員会からは、5番の植竹美智雄議員と私、10番の樋下周一郎が選出されましたので、報告をいたします。
- ○議長(新井 庫君)続いて、経済建設委員長の報告を願います。 鈴木喜一郎君。
- **〇経済建設委員長(鈴木喜一郎君)**経済建設委員からは、8番 宇野進一議員、4番 山本 芳秀議員と私、9番 鈴木喜一郎が選出されましたので、御報告をいたします。
- ○議長(新井 庫君) 各常任委員長から報告がございました。

五霞町議会委員会条例第5条第4項の規定により、各常任委員長報告のとおり選任する ことに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(新井 庫君)御異議なしと認めます。

それでは、各常任委員長報告のとおり選任することに決定いたしました。

◎選任第4号 議会運営委員会正副委員長の選任

○議長(新井 庫君) 続いて、選任第4号 議会運営委員会正副委員長の選任を議題といた します。

事務局の朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長(田口啓一君)選任第4号でございます。

議会運営委員会正副委員長の選任。

五霞町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、議会運営委員会委員長、副 委員長を選任するものでございます。 以上でございます。

○議長(新井 庫君) 朗読が終わりました。

議会運営委員会の正副委員長の選任については、五霞町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、議会運営委員会において互選をお願いいたします。

3階の小委員会室で選出をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時28分

○議長(新井 庫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議会運営委員会から報告願います。

なお、報告者は挙手の上、自席にて報告願います。

[8番 宇野進一君 挙手]

- 〇議長(新井 庫君)字野進一君。
- 〇議会運営委員長(宇野進一君)議会運営委員会委員長でございますが、協議により、不肖 私、8番 宇野進一が委員長に互選されました。

副委員長には、4番 山本芳秀議員が互選されましたので、報告いたします。 以上です。

○議長(新井 庫君) ただいま報告がございました。

五霞町議会委員会条例第6条第2項の規定に基づき、報告のとおり決定いたします。

◎選任第5号 広報編集特別委員会委員の選任

○議長(新井 庫君)続いて、選任第5号 広報編集特別委員会委員の選任を議題といたします。

広報編集特別委員会委員は、正副議長を含め6名でございます。各常任委員会より選出願います。

総務文教委員会は3階の小委員会室、経済建設委員会は2階の議員控室でお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時34分

○議長(新井 庫君)休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、各常任委員長から御報告願います。

最初に、総務文教委員長、経済建設委員長の順に自席にて報告をお願いいたします。 最初に総務文教委員長の報告を願います。

樋下周一郎君。

- 〇総務文教委員長(樋下周一郎君)総務文教委員会からは、6番 新井 庫議員、5番 植 竹美智雄議員と3番 江森美佐雄議員が選出されましたので、報告いたします。
- ○議長(新井 庫君)続いて、経済建設委員長の報告を願います。 鈴木喜一郎君。
- **〇経済建設委員長(鈴木喜一郎君)**経済建設委員からは、4番 山本芳秀議員、2番 黛 丈夫議員と1番 小野寺宗一郎議員が選出されましたので、御報告をいたします。
- ○議長(新井 庫君) ただいま、各常任委員長から報告がございました。

五霞町議会委員会条例第5条第4項の規定により、各常任委員長報告のとおり指名することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(新井 庫君)御異議なしと認めます。

それでは、五霞町議会委員会条例第5条第4項の規定により、各常任委員長の報告のとおり選任することに決定いたしました。

◎選任第6号 広報編集特別委員会正副委員長の選任

〇議長(新井 庫君) 続いて、選任第6号 広報編集特別委員会正副委員長の選任を議題と いたします。

広報編集特別委員会の正副委員長の選任については、五霞町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、広報編集特別委員会において互選をお願いいたします。

3階の小委員会室で互選をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時37分

○議長(新井 庫君)休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、広報編集特別委員会から報告願います。 なお、報告者は挙手の上、自席にて報告願います。

〔2番 黛 丈夫君 挙手〕

- 〇議長(新井 庫君) 2番 黛 丈夫君。
- 〇広報編集特別委員長(黛 丈夫君) 広報編集特別委員会委員長でございますが、委員協議により、不肖私、2番 黛 丈夫が委員長に互選されました。

副委員長には、3番 江森美佐雄議員が互選されましたので、報告いたします。

○議長(新井 庫君) ただいま、報告がございました。

五霞町議会委員会条例第6条第2項の規定に基づき報告のとおり決定いたします。 ここで暫時休憩をいたします。

再開を3時45分にお願いいたします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時45分

○議長(新井 庫君)休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎選任第7号 堤防強化事業対策特別委員会正副委員長の選任

○議長(新井 庫君) 続いて、選任第7号 堤防強化事業対策特別委員会正副委員長の選任 を議題といたします。

堤防強化事業対策特別委員会の委員は、議長を除く全員議員となります。私、6番 新井 庫にかわり、9番 鈴木喜一郎議員が委員に新たに選任されますので御報告いたします。

ここで、堤防強化事業対策特別委員会の正副委員長の選任については、五霞町議会委員会 条例第6条第1項及び第2項の規定により、五霞町議会堤防強化事業対策特別委員会にお いて互選をお願いいたします。

3階の小委員会室で互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時47分

○議長(新井 庫君)休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、五霞町議会堤防強化事業対策特別委員会から報告願います。

なお、報告者は挙手の上、自席にて報告願います。

[5番 植竹美智雄君 挙手]

- 〇議長(新井 庫君)はい、植竹美智雄君。
- 〇堤防強化事業対策特別委員長(植竹美智雄君) それでは、五霞町議会堤防強化事業対策特別委員会委員長でございますが、協議の結果、不肖私、5番 植竹美智雄が委員長に互選されました。

副委員長には、8番 宇野進一議員が互選されましたので、御報告いたします。 よろしくお願いいたします。

○議長(新井 庫君) ただいま報告がございました。

五霞町議会委員会条例第6条第2項の規定に基づき、報告のとおり決定いたします。

◎追加議事

〇議長(新井 庫君) お諮りいたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第71条の規定により、議会閉会中も継続して審査したい旨の申し出がありました。

会議規則第21条の規定により、議事日程を追加し議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(新井 庫君)御異議なしと認めます。

ここで、事務局より追加議案を配布いたします。

〔追加議案配付〕

◎常任委員会・議会運営委員会の閉会中の継続審査(調査)申し出の件

○議長(新井 庫君)諮りいたします。

常任委員会の閉会中の継続審査申し出並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出を一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(新井 庫君)御異議なしと認めます。

よって、常任委員会の閉会中の継続審査申し出並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出を一括して議題といたします。

事務局の朗読をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長(田口啓一君) それでは、追加議事日程4、2ページをお願いいたします。 令和3年5月13日、五霞町議会議長様。五霞町議会総務文教委員会委員長。

閉会中の継続審査(調査)申出書。

本委員会は、所掌事務について、下記のとおり、閉会中も継続審査・調査を要するものと 決定しましたので、五霞町議会会議規則第71条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事件名 総務文教委員会の所管事項。総務課、まちづくり戦略課、町民税務課、健康 福祉課、生活安全課及び教育委員会に属する事項並びに経済建設委員会に属さない事項の 調査及び議案、請願・陳情等の審査に関すること。
 - 2、調査期間。総務文教委員の任期中。

続きまして、3ページをお願いいたします。

令和3年5月13日、五霞町議会議長様、五霞町議会経済建設委員会委員長。

閉会中の継続審査(調査)申出書。

前段は総務文教委員会と同様でございます。

記以下を朗読いたします。

- 1、事件名 経済建設委員会の所管事項。農業委員会、産業課、都市建設課及び上下水道 課に属する事項の調査及び議案、請願・陳情等の審査に関すること。
 - 2、調査期間。経済建設委員の任期中。

続きまして、5ページをお願いいたします。

令和3年5月13日、五霞町議会議長様。五霞町議会運営委員会委員長。

閉会中の継続審査(調査)の申出書。

前段は、総務文教委員会と同様でございます。

記以下を朗読いたします。

事件名 議会運営委員会の所管事項。

- (1) 会期及び会議日程に関すること。議事日程に関することを含む。
- (2) 議事の進行に関すること。
- (3) 委員会付託に関すること。
- (4) 議会において行う選挙に関すること。
- (5) 議会における特別委員会設置に関すること。
- (6) 議場の秩序維持に関すること。
- (7) 緊急質問、意見書、決議書その他議員の提出する議案の取り扱いに関すること。
- (8)議会関係の例規に関すること。
- (9) その他議会運営に関すること。
- 2、理由。議会運営についての審査並びに調査は、閉会中も必要であるため。
- 3、調査期間。議会運営委員の任期中。

以上でございます。

○議長(新井 庫君)事務局の朗読が終わりました。

総務文教委員長、経済建設委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査・調査することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(新井 庫君)御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中継続審査・調査することに決定いたしました。

以上をもちまして、本臨時会の全日程が終了しました。

◎議長挨拶

〇議長(新井 庫君) 閉会に当たり一言御挨拶申し上げます。

本臨時会では、専決処分の承認や議会役職に関する案件が提案され、長時間にわたり議員 各位には慎重審議をいただき、全議案を議了いたしましたことに対し、厚くお礼申し上げま す。

本日は、役職が選任され、新たな議会構成がスタートいたしました。

今後とも町民福祉の向上、町政の振興発展のため、誠心誠意努力してまいりたい所存でありますので、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げましてお礼の言葉といたします。

◎町長挨拶

- ○議長(新井 庫君) ここで、町長の挨拶をお願いいたします。
- **〇町長(染谷森雄君)** 臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

令和3年度第1回五霞町議会臨時会に、執行部より専決処分の承認6件の御提案をさせていただきました。6件の案件とも原案のとおり御承認を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

そしてまた、今臨時会におきましては、鈴木喜一郎議長より議長辞職許可願が提出され、 議長の辞職が許可をされまして、本日をもって議長を退任されることとなりました。

これを受けまして、議長、副議長、常任委員長等、今後2年間の新しい五霞町の議会体制が円満の中で選出をされスタートすることになりました。

前鈴木議長さんにおかれましては、本当に令和という新しい時代のスタートの2年間。そしてまた、第6次総合計画のスタートの2年間。そしてまた、このコロナとの対応、対策。 大変、執行部のほうのいろいろな事業の推進に対しては深い御理解をいただきまして、非 常に私ども助かりました。議会とのスムーズなパイプ役を十二分に果たしていただきましたことに対し、改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、新たに新井新議長が誕生したわけでございますが、40 年以上の行政経験があるわけでございますので、これをしっかりと生かしていただいて、今後、コロナ対策を最優先事業として進めなければなりませんが、ひとつ、パイプ役として議会と執行部の両輪のごとくですね、つかず離れずということで、ひとつ議会運営をしていただけるものと確信をしておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

また、植竹副議長をはじめ、各常任委員長さんが決定をされました。ひとつ、今後の2年間の議会運営をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それで、先ほど、質問等もございましたワクチン接種につきましては、議会の皆さん、また、町民の皆さんの御意見、御要望等も十分に踏まえまして、この接種期間も今度は3週間に改めまして対応を進めてまいる次第でございます。

なお、町全体の接種期間は、当初予定しておりました先日実施した5月9日から7月25日までの延べ12日間で対応をしてまいりたいと考えておりますので、しっかりと進めてまいりたいと思います。

今後も着実にワクチン接種を進めてまいりますので、どうか議会の皆様方の御支援、御協力のほどもよろしくお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

大変どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(新井 庫君)これをもちまして、閉会といたします。 大変御苦労さまでした。

閉会 午後 3時58分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

前 議 長

署 名 議 員

署名議員